

国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について(抄)

〔平成 24 年 8 月 7 日
閣 議 決 定〕

2 再就職あっせんの禁止等に伴い在職期間が長期化している状況等を踏まえ、年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図る観点から、早期退職募集制度を導入するとともに、現行の定年前早期退職特例措置の内容を拡充し、募集に応じ認定された退職者に適用する。

拡充後の同措置の内容は、定年前 15 年以内に退職する勤続 20 年以上の者を対象として、定年前 1 年につき最大 3 % の割増とし、具体的には政令で定める。

4 今回の人事院の調査結果においても、民間企業では、早期退職募集を効果的に行うため、給付面での措置以外にも、民間の再就職支援会社の活用等の様々な再就職支援を併せて行うことが相当程度普及していることが示されたところである。

これを踏まえ、公務においても、2 の措置に併せて、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行うなどの方策について検討し、早急に実施に移す。

その際、各府省による再就職あっせんを禁止している現行の再就職規制を遵守するとともに、再就職支援の仕組みや実施状況について透明性を確保する。